

## 2 地方税制の動き（平成22年度）

## (1) 税制改正の方針

平成22年度においては、支え合う社会を実現するとともに、経済・社会の構造変化に対応し、国民が信頼できる税制を構築する観点からの税制全般にわたる改革の一環として、個人住民税における扶養控除の見直し、自動車取得税及び軽油引取税の税率の特例措置の見直し、地方のたばこ税の税率の引上げ等を実施することとされた。

## (2) 地方税制改正のあらまし

平成22年度地方税制改正の概要は、次のとおりである。

## ア 個人住民税

(ア) 扶養控除の見直し（平成24年度分以後適用）

- ① 年少扶養親族（16歳未満の者）に係る扶養控除を廃止する。
- ② 特定扶養親族のうち、16歳以上19歳未満の者に係る扶養控除の上乗せ部分（12万円）を廃止する。

(イ) 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置を導入する。（平成24年から）

(ウ) 生命保険料控除を改組し、介護医療保険料控除、一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除（それぞれ適用限度額2.8万円）の合計適用限度額を7万円とする。（平成25年度分以後適用）

## イ 法人二税

(ア) 「一人オーナー会社（特殊支配同族会社）」の役員給与に対する損金不算入制度を廃止する。（平成22年4月1日以後に終了する事業年度から適用）

(イ) 中小企業者等の試験研究費増加等に係る法人住民税の特例措置を2年延長する。

(ウ) 法人事業税資本割の課税標準について、無償減資等の金額を控除し、無償増資等の金額を加算する措置を講ずる。

## ウ 固定資産税

新築住宅、長期優良住宅に係る減額措置を2年延長するとともに、省エネ改修、バリアフリー改修を行った住宅に係る減額措置を3年延長する。

## エ 地方たばこ税

税率を次のとおり引き上げる。（平成22年10月1日から適用）

		改正前	改正後
地方		4,372円/千本	6,122円/千本
	道府県たばこ税	1,074円/千本	1,504円/千本
	市町村たばこ税	3,298円/千本	4,618円/千本
国		4,372円/千本	6,122円/千本
	たばこ税	3,552円/千本	5,302円/千本
	たばこ特例税	820円/千本	820円/千本
合計		8,744円/千本	12,244円/千本

## オ 軽油引取税

暫定税率は廃止するが、当分の間、現在の税率水準を維持する。

原油価格の異常高騰時には、本則税率を上回る部分の課税を停止するための措置を併せて講ずる。

なお、地球温暖化対策のための税については、平成23年度実施に向けて検討する。

## カ 自動車取得税

暫定税率は廃止するが、当分の間、現在の税率水準を維持する。

## キ 自動車税

環境負荷の小さい自動車は税率を軽減し、環境負荷の大きい自動車は税率を重くする特例措置（「自動車税のグリーン化」）について、軽減対象の見直しを行った上、2年延長する。

## ク 自動車重量譲与税

市町村に対する譲与割合を1,000分の407（改正前3分の1）とする特例措置を講ずる。

## ケ その他

法人住民税等に係る還付加算金の起算日について、所要の措置を講ずる。

## (3) 都独自の改正

以上の地方税制の改正のほか、都においては、次の措置を講ずることとした。

## ア 固定資産税・都市計画税

小規模住宅用地に係る都市計画税の軽減措置、小規模非住宅用地に係る固定資産税等の減免措置及び商業地等に係る固定資産税等の負担水準の上限引下げ措置について、平成22年度においても継続する。

## イ 法人住民税

法人税割に係る超過課税を平成27年9月30日まで5年間継続する。

## (4) 平成22年度東京都税制調査会中間報告の概要

東京都税制調査会は、地方分権時代に相応しい地方税制度と、国・地方を通じた租税制度を、地方の立場から追求し、提言していくことを使命として、平成12年5月に創設された知事の諮問機関である。

本調査会は、創設以来、国税と地方税との税源配分の見直しや、東京都の独自課税などに関して、毎年度の答申を取りまとめてきたが、平成18年度からは、地方税制度と国・地方を通じる税制のあるべき姿を構築するという調査会の使命を鑑み、長期的視点から熟議を重ねて答申をまとめるべきだとの考えから、3年という委員任期に合わせて、答申を提言することにした。

平成22年度は、3年の委員任期の第二年度としてこれまでの検討状況を整理し、中間報告として取りまとめたものであり、「基本的立場」、「税制改革の方向性」、「温暖化対策税の検討」等の項目により構成されている。その概要は次のとおりである。

## ア 基本的立場

## (ア) 分権の推進

- ・ 効果的な公共サービスの提供、行政の無駄遣い排除等のため、地方自治体の自主的・自立的な行財政運営が不可欠。そのために地方税の充実が必要

## (イ) 公共サービスに必要な財源の確保

- ・ 公共サービスに必要な財源を中長期的に確保するため、行政の無駄の見直しとともに、景気に配慮しつつ、国民の負担増への理解を求めることが必要

## (ウ) 時代に対応した「公平」の実現

## ○ 少子・高齢社会に対応した税制

- ・ 国民が広く負担を分かち合い、現役世代に過度の負担を求めない税制の構築

## ○ 所得格差の拡大に対応した税制

- ・ 個人所得課税の所得再分配機能を回復し、公平感を高める

## ○ 社会経済の活力を高める税制

- ・ 企業活動に不可欠な公共サービス充実のため財源を確保し、効果的に投入

## (エ) 環境を重視した税制

- ・ 温暖化対策税の導入等、環境負荷に応じた負担を求める。環境負荷の社会的費用を価格に反映し、その抑制を図る

## イ 報告の背景

## (ア) 税制抜本改革

- ・ 「財政運営戦略」に掲げられたが、具体的な検討は進まず

## (イ) 地方分権

- ・ 「地域主権戦略大綱」が策定されたが、地方税充実の検討は進まず

## (ウ) 法人実効税率

- ・ 「新成長戦略」等で引下げが議論されるも、企業立地や競争力等に対する効果が不明

## (エ) 温暖化対策税

- ・ 国の案は、CO2排出抑制効果や、国と地方の税源配分につき検討が不十分

## ウ 税制改革の方向性

## (ア) 基本的考え方

- ・ 自主財源である地方税の充実が重要。税収規模の大きい基幹税を国と地方で分かち合うことが適当。地方消費税を充実、法人二税を基幹税として維持

## (イ) 地方消費税・消費税

## ○ 基本的考え方

- ・ 地方消費税は、偏在が小さく、税収も安定的であり、世代間の負担の公平を確保できる地方の基幹税

## ○ 税率のあり方

- ・ 行政の無駄を徹底的に見直し、景気好転を前提とし、税率引上げについて、時期や引上げ幅の検討を直ちに開始し、国民の理解を得るべき

## ○ 低所得者への配慮

- ・ 軽減税率、給付付き税額控除や歳出面の施策など、幅広く検討すべき

## (ウ) 法人二税・法人税

## ○ 基本的考え方

- ・ 法人は企業活動を行うにあたり、地方自治体から多大な公共サービスを受けている。法人二税は、地方の基幹税として維持することが必要

- ・ 税収安定化、偏在是正の効果がある法人事業税の外形標準課税の拡大が適当

## ○ 法人実効税率のあり方

- ・ 法人所得課税と社会保険料を合わせた法人の公的負担が高くないこと、実効税率と企業立地・投資活動や国際競争力との関係が明確でないこと等を踏まえ、慎重に検討すべき

- ・ 税率引下げの場合は課税ベース拡大等による財源確保に留意することが必要

- ・ 地方法人課税は国の政策誘導の手段になじまない

## (エ) 地方財政調整制度

## ○ 地方法人特別税

- ・ 地方の自主財源を財政調整の手段として利用するもので、分権改革に逆行。税制抜本改革が難しければ、法人事業税を直ちに復元すべき

## ○ 地方財源全体の充実の必要性

- ・ 地方財政計画において財政需要に対応した地方交付税総額を確保するとともに、個々の団体に対しても、それぞれの財政需要に十分見合った額を交付するよう配慮が必要

- ・ 国庫補助負担金の一括交付金化は、財政調整や国庫補助負担金の総額削減の手段とすることなく、地方の自由度の増加という本来の目的に適うようにすべき

## エ 温暖化対策税の検討

## (ア) 検討にあたって

- ・ 温暖化対策税は、CO<sub>2</sub>を排出する化石燃料等に課税することでCO<sub>2</sub>の排出抑制を図る有力な政策手段の一つ
- ・ 平成21年度の中間報告の基本的考え方を踏まえ、地方の立場から考える温暖化対策税のあり方につき検討を進め、これまでの成果を取りまとめた

## (イ) 温暖化対策税の考え方

- ・ 税制のグリーン化は、環境負荷に相応の負担を求めることにより、環境価値を正當に評価し、適切な利用を図る社会経済システムの構築を目指すもの。温暖化対策税は、その柱として導入を図るべき

- ・ 課税は、環境政策効果を目指すものであるが、環境技術のイノベーションを促すことで世界の温暖化対策をリードするとともに持続的な経済成長の一助ともなる

- ・ 課税のあり方について以下のとおり整理

## ① 課税対象は全ての化石燃料

## ② インセンティブの観点から、できるだけ消費に近い段階での課税を原則としつつ、徴税コスト等を勘案し、既存の徴税機構を適宜活用

## ③ 既存のエネルギー関係税と合わせた負担が、油種間で炭素含有量に比例することが理想だが、現実的に対応。燃料種ごとに炭素比例税率を上乗せする手法で導入。ただし、揮発油、軽油は、現行の負担水準を維持した上で、本則税率を超える部分を振替

## ④ 温暖化対策における地方自治体の役割、地方分権の流れを踏まえつつ、税源の偏在を考慮し、消費に近い段階の税を地方税に

## ⑤ 我が国のエネルギー関係税の負担水準はOECD諸国に比べ低く、温暖化対策税と既存の税を合わせ、この水準を高めていくことが適当

## ⑥ 原則的に一般財源としつつ、温暖化対策等を着実に進めるべき

⑦ 低所得者をはじめ家計負担に十分な配慮が必要。CO<sub>2</sub>削減義務等による削減履行者への負担軽減も必要

## (ウ) 電力由来のCO2の排出抑制について

- ・ 我が国のCO2排出量に占める電力由来の割合は高く、電力に対する課税をどのように仕組むかが重要
- ・ 電力会社への働きかけとして化石燃料に課税し電源構成の変化を促すか、消費者への働きかけとして電気に課税し電力消費の抑制を図るか
- ・ 電気への課税は、排出増が顕著な業務・家庭部門への対策、インセンティブの点で優れている。税源の偏在が小さく、地方税としての課税実績、温暖化対策における地方の役割等から、地方税としての適性が高い
- ・ 一方、化石燃料への課税は、CO2課税の趣旨、徴税コストの点に優れている。税源が偏在するため、国税として課税し、譲与税で地方へ配分することになる
- ・ 電気に課税する場合、新たな仕組みのため、主な論点について検討
  - ① 電力会社ごとに異なるCO2排出係数と税率設定
  - ② 原子力・再生可能エネルギーと課税対象
  - ③ 再生可能エネルギー買取制度との整理

## (エ) 今後に向けて

- ・ 温暖化対策税は、基本的には全国ベースの地方税での導入が適当
- ・ 導入にあたっては、景気動向も踏まえつつ、国民的な理解を得る必要

このほか、「少子・高齢社会における経済成長と税制」、「所得格差・貧困問題と税制」、「固定資産税・都市計画税」、「税務行政のあり方」についての調査会における議論を紹介している。